

改正案

現行

（定義）

第二条（略）

2 この法律で「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。

3～9（略）

（電子情報処理組織の設置及び管理等）

第五十条の二 国土交通大臣は、第十二条第二項（第三十四条において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用の申請、第十二条第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる通知であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条において「申請等」という。）及び当該申請等に対する処分  
の通知、受理の通知その他の港湾管理者が行う通知であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条において「処分通知等」という。）を迅速かつ的確に処理させるため、電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

2 港湾管理者が電子情報処理組織を使用するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾管理者においてその使用料を負担しなければならない。

（定義）

第二条（略）

2 この法律で「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の、国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。

3～9（略）

3 国土交通大臣は、前項の港湾管理者を官報で告示するものとする。

4 電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等の様式については、第十二条第二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織の設置及び管理に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

6 前各項（第三項を除く。）の電子情報処理組織とは、国土交通大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（港湾管理者の協議会の設置等）

第五十条の三（略）

2～5（略）

（港湾施設の貸付け等）

第五十四条 前条に規定する場合のほか、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、国土交通大臣（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条の規定による普通財産については財務大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2（略）

3 前項に定めるもののほか、港湾施設の管理の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

（港湾管理者の協議会の設置等）

第五十条の二（略）

2～5（略）

（港湾施設の貸付け等）

第五十四条 前条に規定する場合の外、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、国土交通大臣（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条の規定による普通財産については財務大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2（略）

改正案

現行

（民間都市機構の業務の特例）

（民間都市機構の業務の特例）

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、この法律の目的を達成するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、この法律の目的を達成するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定事業として公共施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項の都市計画施設、都市計画において定められた同法第十二条の五第四項第二号の施設又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項に規定する港湾計画において定められた同法第二条第五項の港湾施設であるものに限る。）の整備に関する事業であつて政令で定めるものを施行する認定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

一 認定事業として公共施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項の都市計画施設又は都市計画において定められた同法第十二条の五第四項第二号の施設であるものに限る。）の整備に関する事業であつて政令で定めるものを施行する認定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

二 五（略）  
2 （以下略）

二 五（略）  
2 （以下略）

（資金の貸付け）

（資金の貸付け）

第三十条 政府は、民間都市機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第八項及び民間都市開発法第五条第一項の規定によるもののほか、前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

第三十条 政府は、民間都市機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第八項及び民間都市開発法第五条第一項の規定によるもののほか、前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2

(略)

2

(略)

改正案

現行（社会資本整備重点計画法整備法による改正後）

<p>（設置）                  第一条（略）                  2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。                  一〇九（略）                  十 港湾整備事業で次項第七号に規定するものに係る貸付け                  3 前二項の「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。                  一〇六（略）                  七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業                  八 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業                  九 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業                  （港湾整備勘定の歳入及び歳出）                  第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。                  一〇七（略）                  八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金                  2 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。                  一〇七（略）</p>	<p>（設置）                  第一条（略）                  2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。                  一〇九（略）                  3 前二項の「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。                  一〇六（略）                  七 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業                  （港湾整備勘定の歳入及び歳出）                  第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収をもつてその歳入とする。                  一〇七（略）                  2 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。                  一〇七（略）</p>
---	--

八  
都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金  
九  
第九条の規定による一般会計への繰入金

八  
第九条の規定による一般会計への繰入金

改正案	現行
<p>（土地又は工作物の譲渡等）            第四条（略）            2（略）            3 港湾法第五十四条第二項及び第三項（港湾施設の貸付け等）の規定は、前項の規定により管理を委託する場合に準用する。</p> <p>（港湾施設の譲渡等）            第五条（略）            2 前条第一項並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は管理を委託する場合に準用する。この場合において、前条第一項後段中「港湾管理者」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。</p>	<p>（土地又は工作物の譲渡等）            第四条（略）            2（略）            3 港湾法第五十四条第二項（港湾施設の貸付け等）の規定は、前項の規定により管理を委託する場合に準用する。</p> <p>（港湾施設の譲渡等）            第五条（略）            2 前条第一項及び港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は管理を委託する場合に準用する。この場合において、前条第一項後段中「港湾管理者」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（沖縄の港湾に係る特例）            第百八条（略）            2）6（略）            7 港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。            8（略）            9 第五項並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。</p>	<p>（沖縄の港湾に係る特例）            第百八条（略）            2）6（略）            7 港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。            8（略）            9 第五項及び港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。</p>